

トラック運転者に対する 指導・監督の指針を改正

準中型免許制度創設で

2016年4月4日(月)10時45分

国土交通省は、準中型免許創設に伴って、トラックの初任運転者について安全運転の実技を義務化するなど、運転者教育の強化を図るため、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部を改正した。

指針に追加したのは、トラックを運転する場合の心構えに「交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる」、トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項に「規定に基づく日常点検の実施、適切な運転姿勢で運転することの重要性、それを怠ったことで事故が発生した際、事業者、運転者が受ける罰則、処分と措置、交通事故が加害者に与える心理的影響を説明することにより確認させる」など。

特定の運転者に対する特別な指針として初任運転者に対する特別指導の内容と時間も設定した。実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導する時間として20時間以上設定した。

昨年6月、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車の免許受験について、18歳以上であれば運転経験を問わずに可能とする準中型免許を創設する「道路交通法の一部を改正する法律」が成立した。

これを機に、貨物自動車の運転について更なる安全対策を図るため、「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」で、免許取得後の研修拡充などについて検討されている。

検討会がまとめた、貨物自動車運送事業に対する運転者教育内容の強化などを求める報告書を踏まえ、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」を改正する。

施行は道路交通法の一部を改正する法律施行の日とする。